

阿波市こども家庭センターのご案内

◆こども家庭センターって？

令和6年4月から、阿波市役所本庁1階②番窓口に「阿波市こども家庭センター」を開設しています。妊娠や出産、子ども・子育てに関することはどんなことでもお気軽にご相談ください。

妊娠期

- ・初めての妊娠・出産で不安
- ・出産の準備は何か必要？
- ・相談できる人、頼れる人がいない
- ・なんとなく気分が落ち込む など

一人で抱え込まず、
まずは
ご相談ください。

出産後

- ・母乳やミルクが足りているのかな
- ・体重は増えているのかな
- ・赤ちゃんのお世話が上手にできない
- ・赤ちゃんが泣き止まない など

こどもも
そうなん
できます！

子育て期・ 就学期

- ・子どもの発達が気になる
- ・学校生活がうまくいっていない
- ・生活リズムが不規則で学校に行けない
- ・育児に疲れてイライラしてしまう
- ・怒鳴ったり、叩いたりしてしまう など



◆保護者の皆様へ

虐待の事案（疑いを含む）についてこども園・学校が把握した場合、保護者の皆様への了承なく、こども家庭センター等へ通告する義務が法律で定められております。

（児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待に係る通告）第6条第1項）

こども園・学校等の
通告義務

①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合。

打撲傷、あざ（内出血）
骨折、刺傷、やけど等

②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合。

栄養失調、医療放棄等

③性的虐待が疑われる場合。

④子どもが「帰りたくない。」と言った場合。

子ども自身が保護・救済を
求めている場合

児童虐待の判断はこども家庭センターが行います。

◆こども家庭センターで行っていること

○妊娠届出

医療機関で妊娠判定を受けた方に、母子手帳や健康診査受診票を交付します。予約制となっていますので、事前にお電話ください。

○妊娠・出産・子育てに関する相談

助産師・保健師・家庭相談員等が電話・面談での相談を行っています。

○子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」

子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」では妊娠期から子育て期の相談窓口として切れ目のない相談と支援を行っています。月4回、助産師相談を開いています（予約制）。

○子育て短期支援事業

保護者の病気や育児疲れ、冠婚葬祭等により、家庭で子どもを養育することが一時的に難しくなった場合に、児童福祉施設等でお預かりします。

○産後ケア

出産後1年以内の母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行います。訪問型・通所型・宿泊型があり、対象者はサービスにより異なります。

○出産・子育て応援交付金事業

妊娠届出から、妊婦や0歳から2歳の低年齢期に寄り添う伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

○低所得世帯妊婦初回産科受診料の助成

低所得者世帯の方が、妊娠判定のため医療機関を受診した場合、受診した費用の一部を助成します。

○児童虐待に関すること

児童虐待に関する通告や相談等を受けつけています。

○ひとり親家庭に関すること

ひとり親家庭や寡婦の方を対象に、母子父子寡婦福祉資金の貸付や、児童の養育・就業・住宅・生計の悩み等様々な問題について相談に応じます。

○里親に関すること

里親制度に関心のある方、里親登録を希望する方の相談を受け付けています。



☆その他の支援については、ご相談の内容に応じ、情報の提供、手続きのご案内や適切なサービス・支援機関におつなぎします。

こども家庭センターは
子どもの成長と子育てを応援します！

【相談・お問い合わせ】

阿波市こども家庭センター（子育て支援課内）

〒771-1695

阿波市市場町切幡字古田201番地1

阿波市役所1階（㊸番窓口）

電話：0883-36-6820 FAX：0883-36-5113

E-mail：katei@awa.i-tokushima.jp

